一部
京都府：京都市（伏見区）、長岡京市、宇治市、木津川市、宇治田原町、和束町
奈良県：奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、葛城市
大阪府：高槻市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、太子町、河南町
滋賀県：大津市

広島地区
全域
広島県：広島市（西区、中区）
一部
広島県：広島市（安佐北区、安佐南区、東区、南区、安芸区、佐伯区）、呉市、大竹市、廿日市市、江田島市、府中市、坂町、安芸太田町
山口県：岩国市

岩国地区
全域
山口県：和木町
一部
広島県：大竹市
山口県：防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、田布施町、平生町、周防大島町

熊本地区
全域
熊本県：熊本市、玉名市、合志市、城南町、玉東町、長洲町、植木町、菊陽町、嘉島町
一部
福岡県：大牟田市
熊本県：荒尾市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、南関町、和水町、大津町、西原村、御船町、益城町、甲佐町

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１４２号
宮城県石巻市日和が丘１丁目12番20号
債務者　阿部　智美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
宮城県石巻市不動町２丁目11番８号
債務者　奥田真由美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
宮城県石巻市渡波字旭ヶ浦162番地２
債務者　三浦　浩美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
宮城県石巻市中里１丁目４番11号　福村住宅２号
債務者　一迫　雄太
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
宮城県石巻市蛇田字沖34番地10
債務者　星　かおり
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第３８６号
水戸市石川３丁目4136番地の47石川ロイヤルハイツＢ棟101号、旧住所茨城県東茨城郡茨城町大字秋葉553番地
債務者　若松　保子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３９１号
茨城県ひたちなか市大字高野2435番地50
債務者　河村　秀治
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４０７号
茨城県ひたちなか市大字稲田1270番地ボナールＡ棟201号、住民票上の住所水戸市笠原町1267番地の２
債務者　木村　節子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４１１号
水戸市見川町2563番地　市営緑岡第一住宅５棟201号
債務者　井坂　久子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４１５号
水戸市三の丸２丁目10番14号　三の丸コーポ110号
債務者　白澤　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４２０号
水戸市千波町1837番地の48
債務者　美野輪なつ子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４３０号
茨城県ひたちなか市田宮原4355番地１第１田宮原住宅７－２－３号
債務者　寺門　伸英
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
水戸地方裁判所